

## 東大阪ブランド認定応募用 製品チェックシート

このチェックシートは、

- ① 貴社の応募製品(以下、製品)が、東大阪ブランドの認定対象となる要件を満たしているかどうか
- ② 東大阪ブランドの認定対象の要件を満たしている場合、製品はナンバーワン、オンリーワンおよびプラス・アルファのどのタイプの認定基準に当てはまるか自己診断していただくための質問表です。
- ③ プラス・アルファ認定基準については、別紙の東大阪ブランドプラス・アルファ製品部門別認定表および説明書をあわせてご覧ください。

複数製品の申請をお考えの場合、各製品について1部ずつ作成してください。

**ステップ1** まず貴社の製品が認定対象の条件を満たすかについてご確認ください。  
以下の「① 基本事項チェックシート」の質問にご回答ください。

### ① 基本事項チェックシート

以下の質問すべてについて、「はい」か「いいえ」のいずれかひとつを○で囲んでください。

質問1：製品は最終製品ですか。

1. はい

2. いいえ

質問2：PL保険に加入済みあるいは加入予定ですか。

1. はい

2. いいえ

質問3：製品に自社製品であることが明示されていますか。

1. はい

2. いいえ

質問4：製品の主要部分、コア部分を自社で製造していますか。あるいは企画・設計等のオリジナルな部分を自社（東大阪市内）で行っていますか 注)

1. はい

2. いいえ

(⇒質問5へお進みください)

(⇒次項判定結果Bへお進みください)

注) 主要部分、コア部分とは、外見上の製品の大半部分（主要部分）や中核となる部品など高度な技術にかかわる部品など製品のキーとなる部分（コア部分）を指します。

質問5：申請製品に関する企画、設計、製造、営業・販売の4つの機能がどこに立地しているのかについて、該当する欄に○印を記入して下さい。

場所		東大阪市内 (の企業が主体)	その他の地域 (の企業が主体)
開発	企画→		
	設計→		
	製造→		
営業・販売			

質問1から質問4までの回答がすべて「はい」と回答された方は **判定結果A**へ

質問1から質問4のうちひとつでも「いいえ」と回答された方は **判定結果B**へ

### 判定結果

#### 判定結果A

東大阪ブランドの認定対象とする基本的事項を満たしています。

#### 判定結果B

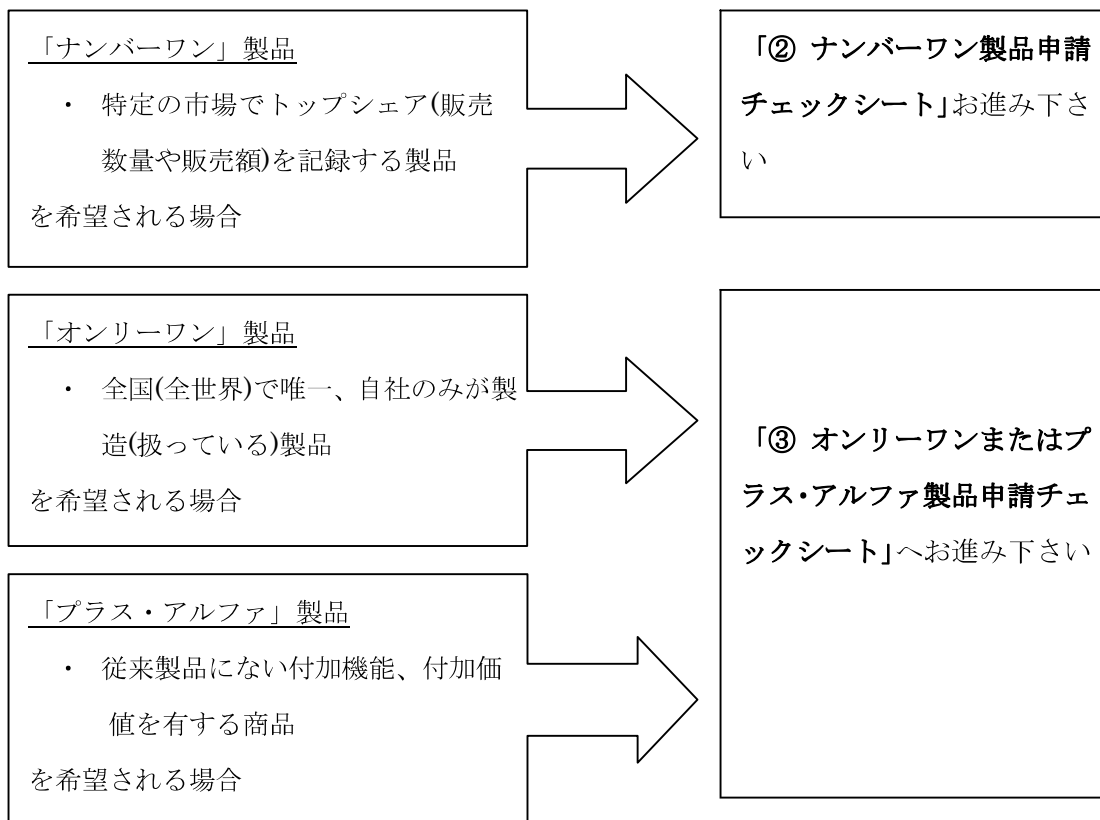
残念ながら東大阪ブランドの認定対象とする要件には該当致しませんので、応募できません。

またのご応募お待ちしております

引き続きステップ2へお進み下さい

## ステップ2 貴社の製品をナンバーワン、オンリーワン、プラス・アルファのどのタイプで申請

したいとお考えですか。以下の場合について該当するアンケートへお進み下さい。



※ 複数カテゴリでの申請を希望される方は当てはまるチェックシート全てにお答えください

※ トップシェアとは、相当高いシェアのことを指します。

## ② ナンバーワン製品申請チェックシート

このチェックシートは「ナンバーワン」製品として申請される要件を満たすかどうかを確認いただくものです。

質問7：貴社の製品は、具体的には、どの分類範囲の市場でトップシェアを占めるのか明確に記入してください。(分類範囲は適宜設定していただいて結構です。)

( )

質問8：では販売数量と販売額のどちらの指標で、かつどのような販売エリアでトップシェアを占めますか。以下の当てはまるものひとつずつを、○で囲んでください。

指標		販売エリア	
1. 販売数量	が	1. 関西地区	市場でトップシェア
2. 販売額		2. 西日本	
3. 両方		3. 日本全国	
	4. 世界		
	5. その他 ( )		

質問8：質問7で記入された内容を証明できる客観的データはありますか。

「はい」か「いいえ」を○で囲み、案内に従ってお進みください。

1. はい

2. いいえ

(⇒質問9へお進みください。)

(⇒判定結果の判定結果Bへ)

※「はい」と回答された場合、最新のデータを出所を明らかにして別紙で添付してください

(質問8の回答が「はい」であった方に質問します。)

質問9：貴社が提出できる客観データは現在入手しうる最新のものですか。

1. はい

2. いいえ

質問10：貴社の提出できる客観的データに記載されていない競合他社が、貴社の製品より相当高いシェアを獲得していることはないですか。

1. はい (当社がトップシェア)

2. いいえ(他社がトップシェアの可能性有り)

(⇒判定結果の判定結果Aへ)

(⇒判定結果の判定結果Bへ)

### ナンバーワン製品としての認定に関する判定結果

**判定結果A**：応募しようとしている製品は市場シェアの点で「ナンバーワン」製品として認定される可能性が高いです。

**判定結果B**：応募しようとしている貴社の製品は、「ナンバーワン」製品として認定するために総合的な判断をさせていただく必要があります。

※「オンリーワン」または「プラス・アルファ」製品へ応募を希望される方は以下の③の間にも引き続きお答えください。応募を希望されない方は、以下の質問にお答えいただく必要はありません。

### ③ 「オンリーワン」または「プラス・アルファ」製品申請チェックシート

このチェックシートは「オンリーワン」または「プラス・アルファ」製品として申請される要件を満たすかどうかを確認いただくものです。

質問 1 1 : 貴社の製品が「オンリーワン」または「プラス・アルファ」製品として認定される特徴があるかについて質問します。

質問 1 1 - a : 貴社の製品には貴社が開発した独自の技術、または貴社の考案した独自のアイデアが組み込まれていますか？

1. はい

2. いいえ

質問 1 1 - b : 他社の競合製品と差別化する貴社の製品の特徴は、貴社が製品化し販売したものですか？

1. はい

2. いいえ

#### 中間判定結果

- ・ 上記の2項目とも「はい」であった場合のみ、引き続き以下の質問に教えてください。
- ・ 上記の2項目のいずれかが「いいえ」であった場合は、最終頁の判定結果Dへお進み下さい。

質問 1 2 : 貴社の製品の特徴は、次のどの部分に関するものですか？

以下の選択肢から該当する項目を○で囲んでください。

1. 機能・材質・形状に関する特徴である。 (⇒質問 1 3 へお進みください。)
2. 機能・材質・形状以外に関する特徴である。

(具体的に： )

(⇒質問 1 5 へお進みください。)

質問 1 3 : その特徴に関して、他に国内では同様の特徴を持つ製品はありませんか？

以下の選択肢より該当する項目を○で囲んでください。

1. 同様の製品はない (⇒質問 1 4 へお進みください。)
2. 同様の製品がある (⇒質問 1 5 へお進みください。)

質問 1 4 : 質問 1 3 で記入された内容を証明できる客観的データはありますか？

「はい」か「いいえ」を○で囲んでください。

1. はい (⇒判定結果 A へ)
2. いいえ (⇒判定結果 C へ)

※「はい」と回答された場合、最新のデータを出所を明らかにして別紙で添付してください。

質問 1 5 : 貴社の製品の特徴は従来の製品に新たな機能や価値が加えられた製品ですか？

「はい」か「いいえ」を○で囲んでください。

1. はい (⇒質問 1 6 へ)
2. いいえ (⇒判定結果 C へ)

質問 1 6 : 質問 1 5 で回答されたような特徴の製品を、競合他社に先駆けて製品化したことを証明する客観的データはありますか？

「はい」か「いいえ」を○で囲んでください。

1. はい (⇒判定結果 B へ)
2. いいえ (⇒判定結果 C へ)

※「はい」と回答された場合、最新データの出所を明らかにして別紙で添付してください。

## 「オンリーワン」と「プラス・アルファ」としての認定に関する判定結果

**判定結果A**：「オンリーワン」製品として認定される可能性が高いと考えられます。

**判定結果B**：「プラスアルファ」製品として認定される可能性が高いと考えられます。

**判定結果C**：「オンリーワン」または「プラスアルファ」製品のどちらかに認定される可能性があると考えられます。ただし、応募の際には、コピー商品に関する情報を提供してください。それらの情報をもとに、貴社製品のオリジナル性を判断させていただきます。

**判定結果D**：応募しようとしている製品は、「オンリーワン」または「プラスアルファ」製品として認定される可能性が低いです。

判定結果 B・C に該当された場合は、別紙 1 「東大阪ブランド プラスアルファ製品 認定表」 および別紙 2 「東大阪ブランド プラスアルファ製品認定表説明書」をあわせてご覧いただき、別紙 1 の認定表にご記入をお願いします。

申請手続きについては、上記の判定結果および別紙 1 の認定表をもとにご判断ください。ご質問があれば、下記までお問い合わせくださいますよう、よろしく申し上げます。

なお、このチェックシートおよび記入いただいた別紙 1 「プラスアルファ製品認定表」は申請書類と同時にご提出ください。

### 東大阪ブランド推進機構 事務局

〒578-0925 東大阪市荒本北 1-1-1 東大阪市経済部モノづくり支援室内

TEL：06-4309-3177 FAX：06-4309-3846

e-Mail:monodukuri@city.higashiosaka.lg.jp

# 東大阪ブランド 申請製品特徴詳細シートについて

- ※この資料は、別紙「東大阪ブランド 申請製品特徴詳細シート」について説明したものです
- ※ ご自身で申請製品の特徴に当てはまるとされるシート内の項目欄に詳細をご記入いただき、その裏づけとなる資料（特許、意匠登録証や技能資格などの資料）とともに事務局にご持参ください
- ※ 記入箇所は複数に渡ってもかまいません。該当すると思われる部分をすべてご記入ください
- ※ 認定の有無については、評議員会にて、東大阪ブランド推進機構が定める認定基準を満たす製品であるかどうかという観点で総合的に判断させていただきます
- ※ 詳細は事務局までお問い合わせください

## 1 **すごい技でつくられた製品・・・他にはできない技術や職人技でつくられた製品**

どのような技術や職人技で他にはない製品がつけられているかの内容を記載し、その内容が具体的に分かる資料（（社）全国技能士会連合会認定の技能士資格等）を併せてご用意ください

## 2 **優れた性能をもつ製品・・・既存製品とはちがう特性や利便性など優れた性能を持つ製品**

既存の製品とは違う特性や利便性など、どのような機能を有しているかの内容を記載し、その内容が具体的に分かる資料（特許、意匠登録等）を併せてご用意ください

## 3 **環境にやさしい製品・・・環境に配慮された製品、また、環境にいい影響を及ぼす製品**

どのように環境への配慮がされているのか、環境にいい影響を及ぼす製品であるかの内容を記載し、その内容が具体的に分かる資料（大阪府リサイクル製品認定マークが付与された証書など）を併せてご用意ください

## 4 **デザイン性の高い製品・・・デザイン性の高さが世間的に認められる製品**

どのような部分でデザイン性に優れているかの内容を記載し、その内容が具体的に分かる資料（（財）日本産業デザイン振興会選定グッドデザイン賞受賞など）を併せてご用意ください

## 5 **産学連携から生まれた製品・・・大学等との産学連携で生み出されて、商品化された製品**

どのような大学とのどのような取り組みから生まれた製品であるかの内容を記載し、その内容が具体的に分かる資料（大学との契約書や一緒に開発をした学生名を記した製品チラシなど）を併せてご用意ください

## 6 **長寿製品・・・何十年・何百年と長きにわたり愛され続けているロングセラー製品**

どれくらいの間、どのような人や企業に愛用されている製品であるかの内容を記載し、その内容が具体的に分かる資料（特許など）を併せてご用意ください

## 7 **市場創出製品・・・市場の動向を先読みし、新たな市場を切り開いたパイオニア製品**

他社に先駆けてどのような市場を形成してきた製品であるかの内容を記載し、その内容が具体的に分かる資料（特許など）を併せてご用意ください

	申請製品特徴項目	申請製品特徴の詳細	併せて提出する添付資料
1	<b>すごい技（技術・職人技）でつくられた製品</b> 他にはできない技術や職人技でつくられた製品		例：(社)全国技能士会連合会認定の技能士資格等、他にはない技術でつくられている製品ということが具体的に分かる資料など
2	<b>優れた性能をもつ製品</b> 既存製品とはちがう特性や利便性など優れた性能を持つ製品		例：特許、意匠登録等、既存の製品とは違う新たな機能を有している、ということが具体的に分かる資料など
3	<b>環境にやさしい製品</b> 環境に配慮された製品、また、環境にいい影響を及ぼす製品		例：大阪府リサイクル製品認定マークが付与された証書や、または該当製品を使用することにより、環境にいい影響を及ぼすということが具体的に分かる資料など
4	<b>デザイン性の高い製品</b> デザイン性の高さが世間的に認められる製品		例：(財)日本産業デザイン振興会 選定グッドデザイン賞受賞等、デザイン性の高さが客観的に認められたことが具体的に分かる資料など
5	<b>産学連携から生まれた製品</b> 大学等との産学連携で生み出されて、商品化された製品		例：大学との契約書など産学連携から生まれた製品であることが分かる資料など
6	<b>長寿製品</b> 何十年・何百年と長きにわたり愛され続けているロングセラー製品		例：いつから製造されている製品なのかということが分かる資料など
7	<b>市場創出製品</b> 市場の動向を先読みし、新たな市場を切り開いたパイオニア製品		例：特許、意匠登録等、新たな製品である、ということが具体的に分かる資料など
8	<b>その他</b>		
	評議員記入欄(記入しないでください)		

※具体的に分かる資料が無い場合でも、該当すると思われる申請製品の特徴がある場合は詳細欄に記載してください。